

複写

様式第七号の二 (第十条の二関係)

令和6年2月28日

5環資産届第6219号

許可番号 第13-10-003982号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県上尾市原新町26番1号

氏名 株式会社共同土木  
代表取締役 内田 耕太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和3年12月1日

許可の有効年月日 令和10年11月30日

### 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん  
等を含む。)(以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)  
(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに) (以上5種類)

### 2 積替え保管施設 (詳細は裏面のとおりに)

施設所在地：東京都江東区新砂三丁目11番31号

### 3 許可の条件

- 積替え保管を行う産業廃棄物(石綿含有産業廃棄物を除く。)の搬出については、  
全て自ら行うこと。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。
- 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 12月 1日 新規許可  
令和 3年 12月 10日 更新許可 第6回  
令和 6年 2月 14日 変更届 保管容量の変更、廃バッテリーの追加

### 5 積替え許可の有無 無

### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

#### 【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

(裏面あり)

都認定番号: 3-20-B0092

産廃エキスパート



東京都

7 積替え保管施設

施設所在地：東京都江東区新砂三丁目11番31号

積替え保管面積：8,566.70㎡ 最大保管高さ：1.85m

| 産業廃棄物の種類  | 保管量  |                       |
|---|--|-----------------------|
| 汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類<br>(石綿含有産業廃棄物に限る。)                         | コンテナ 2個  | 50.0 m <sup>3</sup>   |
| 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず<br>(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)     | 段ボールケース 38個<br>プラスチックケース(ロングタイプ) 3個<br>プラスチックケース(縦長タイプ) 1個 | 3.364 m <sup>3</sup>  |
| 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず<br>(水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプを除く。)に限る。) | ドラム缶 1個  | 0.223 m <sup>3</sup>  |
| 汚泥、廃プラスチック類、金属くず(廃バッテリー(水銀使用製品産業廃棄物及び液状物を除く。)に限る。)                                | ドラム缶 1個<br>ペール缶 2個   | 0.275 m <sup>3</sup>  |
| 汚泥、金属くず<br>(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)  | ペール缶 1個  | 0.026 m <sup>3</sup>  |
| 汚泥、金属くず<br>(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)に限る。)  | ペール缶 1個  | 0.026 m <sup>3</sup>  |
|   | 合計保管量  | 53.914 m <sup>3</sup> |

(以下余白)

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。